

## 指定管理者評価シート(平成27年度)

施設名	新川駐車場																														
指定管理者	名称	八幡浜商工会議所																													
	所在地	八幡浜市北浜一丁目3番25号																													
指定期間	平成26年4月1日から平成31年3月31日(5年間)																														
評価担当課	商工観光課																														
施設の概要	<p>新川駐車場</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所在地 八幡浜市新川(本町橋～沖の橋間)</li> <li>・施設構造 平面自走式</li> </ul>																														
指定管理者の業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駐車場の維持管理に関する業務</li> <li>・駐車場の運営に関する業務</li> <li>・駐車場利用の許可に関する業務</li> <li>・使用料の徴収、不徴収に関する業務及び使用料の市会計への納入</li> <li>・その他市が必要と認める業務</li> </ul>																														
施設利用状況	<p>&lt;利用者数&gt;</p> <table> <tr> <td>フリー台数</td> <td>20,164台</td> </tr> <tr> <td>定期台数</td> <td>763台</td> </tr> </table>			フリー台数	20,164台	定期台数	763台																								
フリー台数	20,164台																														
定期台数	763台																														
収支状況	<p>&lt;指定管理者としての収入・支出(決算)&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>収入内訳</th> <th>収入金額(円)</th> <th>支出内訳</th> <th>支出金額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定管理料</td> <td>12,464,000</td> <td>人件費</td> <td>11,424,000</td> </tr> <tr> <td>雑収入</td> <td>297</td> <td>需用費</td> <td>232,082</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>役務費</td> <td>32,607</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>委託料</td> <td>480,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>使用料及び賃貸料</td> <td>9,208</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>12,464,297</td> <td>合 計</td> <td>12,177,897</td> </tr> </tbody> </table>			収入内訳	収入金額(円)	支出内訳	支出金額(円)	指定管理料	12,464,000	人件費	11,424,000	雑収入	297	需用費	232,082			役務費	32,607			委託料	480,000			使用料及び賃貸料	9,208	合 計	12,464,297	合 計	12,177,897
収入内訳	収入金額(円)	支出内訳	支出金額(円)																												
指定管理料	12,464,000	人件費	11,424,000																												
雑収入	297	需用費	232,082																												
		役務費	32,607																												
		委託料	480,000																												
		使用料及び賃貸料	9,208																												
合 計	12,464,297	合 計	12,177,897																												

# 指定管理者評価シート(平成27年度)

公表する資料

施設名( 新川駐車場 )

評 価 項 目	判 定	評 価 の 内 容
事業計画書の内容が市民の平等な利用を確保し、及びサービスの向上が図られるものであること (第1号)	C	①市民の平等な利用を確保できるような有効な手段が講じられているか。
		②市民の利用促進が図られ、特定の団体等を優遇するおそれがないか。
		③利用者に対するサービス向上策は適切か。
		④利用者からの苦情の処理及び利用者に対する要望の把握並びにこれらに対する実現策は適切か。
事業計画書の内容が、当該公の施設の効用を最大限に発揮させるとともにその管理にかかる経費の縮減が図られるものであること (第2号)	C	①施設の利用拡大に向けた方策は適切か。
		②総合的に収支計画が適切で、管理経費の縮減が図られる内容となっているか。
		③収支計画書は、利用料金収入を向上させる内容となっているか。
		④自主事業の計画書の内容は適切か。
		⑤人件費の設定は、職員費に見合った内容で適切か。
		⑥経費削減は、市民サービスの低下を招くことのない方策となっているか。
事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有し、又は有することが確実であること (第3号)	B	①施設の現状を正しく認識し、今後の管理のあり方について具体的かつ適切な提案がなされているか。
		②法人等の経営状態に問題はないか。
		③施設の管理業務に係る職員体制は十分なものか。
		④その他管理経費の設定に無理はないか。
		⑤施設の管理業務のうち、第三者に行わせる業務は必要最小限の範囲か。
		⑥同種の施設の管理実績があるなど、必要な管理能力を有することが期待できるか。
その他、当該公の施設の設置目的を達成するために必要であるとして市長等が別に定める基準 (第4号)	B	①個人情報保護に係る措置が適切に講じられる見込みがあるか。
		②衛生管理、火気管理等の安心・安全な施設管理が期待できるか。
		③管理業務に係る地元雇用・市内調達の考え方及び実現性は適切か。
		④地域活動への参加等の地元貢献についての考え方及び実現性は適切か。
総合評価	B	【評価・コメント】 人口の減少、周辺地域における駐車場施設の増加により、利用台数・料金収入ともに減少傾向ではあるが、午前7時から午後8時までの営業時間のなか、適切に職員を配置し、また清掃等衛生管理にも配慮しており、適切に管理業務を遂行している。市営駐車場で最大の利用者数があり、管理員の更なる資質向上が求められる。
		【総括評価】 指定管理者制度導入以前からの実績もあり、河川に面した特殊な立地条件のなか、事故・災害等の緊急時のマニュアルを作成し、迅速に対応できているなど、危機管理体制が整っており、適正に管理運営されている。

総合評価の基準 A(総合点数90点以上) B(総合点数70点以上) C(総合点数50点以上70点未満) D(総合点数50点未満)